華鐘コンサルタントグループ
月次オンラインセミナー（2021年1月度）

ロイヤリティ支払いに対する関税課税事例の分析

項目部　副部長　彭涛

2021年1月22日
華鐘コンサルタントグループ
(HP:www.shcs.com.cn Email:shcs@shcs.com.cn)

講師紹介

彭　涛

華鐘コンサルタントグループ　項目部　副部長

(経歴)

- 東華大学国際経済･貿易専科卒（経済学学士）
- 保有資格：通関士／通関検査員
  ※ 華鐘入社前には、大型製造企業にて、輸出入主管の経験あり。
- コンサルティング分野：
  輸出入業務／税関･外貨管理業務／会社設立･変更／清算　等

長年にわたる大型製造企業での輸出入業務の経験を有し、輸出入の流れや関連規定を熟知しており、政府関連部門との関係も良い。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

0　税関はなぜロイヤリティなどに課税しようとするのか

中国A社が日本Ｂ社から製品Cを製造する800万元のプラント設備一式を輸入する。

同時に、このプラント設備の設計費10万元とノウハウ費100万元を別途支払う。

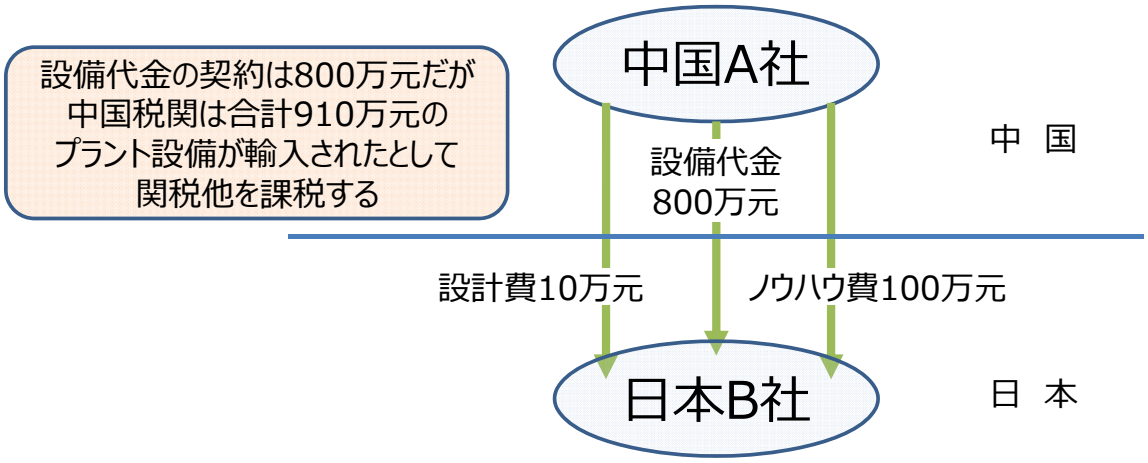

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

目次

1　税関による、ロイヤリティの定義

2　税関による、ロイヤリティ徴収の法的根拠

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

4　ロイヤリティの申告

5　企業への影響及び対応案

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

1　税関による、ロイヤリティの定義

税関総署令第213号『中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法』
第51条 付則

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

2　税関による、ロイヤリティ徴収の法的根拠

税関総署令第213号『中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法』
第3節　成約価格調整項目

第11条	成約価格を基礎に輸入貨物の課税価格を審査、確定する際、当該貨物に実際に支払われた価格、未払いの価格に含まれていない以下の費用または価値は、課税価格に計上しなければならない。 （3）買方が売方または関係者に直接または間接的に支払う必要のあるロイヤリティ。但し以下の状況のうち一つに該当する場合を除く。 1．ロイヤリティが当該貨物と無関係である場合。 2．ロイヤリティの支払いが、当該貨物を中華人民共和国国内へ販売する条件を構成しない場合。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

1	ロイヤリティが当該貨物と無関係である。
2	ロイヤリティの支払いが、当該貨物を中華人民共和国国内へ販売する条件を構成しない。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

名称	関連性の判断ポイント
特許権または ノウハウ使用権	1）貨物を輸入する際に特許またはノウハウが含まれている 2）貨物が、特許の方法またはノウハウを用いて生産されている 3）貨物が、特許またはノウハウを実施して専門的に設計または製造されている
商標権	1）貨物本体に商標が付されている 2）貨物を輸入した後に商標を付して直接販売できるものである 3）貨物輸入時に既に商標権が含まれており、軽度の加工を施した後に商標を付して直ぐに販売できるものである
著作権	1）ソフトウェア、文字、楽曲、図、画像または類似するその他のコンテンツを含む輸入貨物。テープ、ディスク、光ディスクまたはその他の類似媒体を含む。 2）著作権享有コンテンツを含むその他の輸入貨物
流通権または 販売権	1）貨物を輸入した後に直接販売できるものである 2）貨物が軽度な加工を施した後、すぐ販売できるものである

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

事例1

中国A社がエンジンを輸入し、自動車ブランド商標使用料を支払う場合、輸入関税が課されるか？

問題	中国A社は、M商標が貼られたエンジンを輸入し、中国国内で他の部品を調達して、Nブランドの自動車を組立て、中国国内で販売する。 A社はMブランドエンジンの商標権使用料とNブランド自動車の商標権使用料を支払う必要がある。 A社のエンジンの商標使用料と自動車の商標使用料について、税関で納税すべきか？

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

回答: Mブランドのエンジンに付随する商標権ロイヤリティは納税する必要がある。	理由： Mブランドのエンジンに自体に商標が付されているため、エンジンの商標権使用料は輸入したMエンジンに関連する。 Mブランドエンジンは多くの中国国内部品と共に組み立ててはじめてNブランド自動車となり販売することができるため、Nブランド自動車の商標権使用料の価値は中国国内で実現されることになる。よって、輸入貨物とは無関係。 したがって、この事例では、Mブランドのエンジンに付随する商標権ロイヤリティについて、納税する必要がある。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

事例2

中国A社が保温ボトルのキャップを輸入し、ロイヤリティを支払う場合、課税されるか？

問題	中国A社は、日本から特製保温ボトルのキャップを100元／個で輸入し、非貿易形式で単独で日本へロイヤリティとして10元／個を支払う。 またA社は、中国国内でボトルとキャップを組み立てて完成させ、中国国内で販売する。 10元／個のロイヤリティについて納税する必要があるか？

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

回答1: 10元のロイヤリティについて、納税する必要がある。	理由： ライセンスを受けて使用するノウハウは、キャップ生産関連のものである。 ノウハウの価値が日本で実現され、キャップとして現物化されている場合、当該ロイヤリティはキャップの輸入価格に含まれていると考えるべき。 例：キャップに含まれる日本のノウハウが、保温性能を高めることができる場合。 税関は、100+10=110元について徴税する。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

回答2: 10元のロイヤリティについて、納税する必要はない。	理由： ライセンス使用のノウハウは、キャップの生産に、無関係である。 輸入したキャップには当該ノウハウが含まれておらず、その技術が中国国内で実現されることから、ロイヤリティは、キャップの輸入価格に含む必要がない。 例：当該ノウハウが、中国国内での加工過程においてボトル本体とキャップの結合度を高め、保温性能を向上させるものである場合。 税関は、100元について徴税する。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

事例3

中国A社が輸入設備を購入し、ロイヤリティを支払う場合、課税されるか？

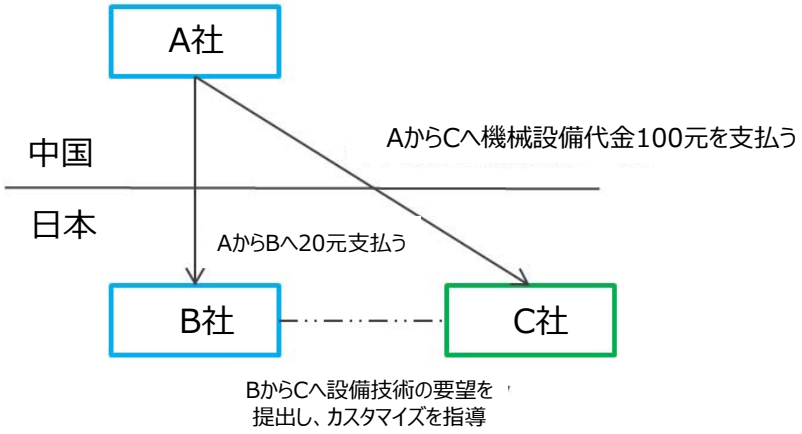

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

回答1: 20元のロイヤリティについて、納付する必要がある。	理由： BがAから技術サービス料、コミッション、またはロイヤリティを取得したとしても、設備の技術価値は全て日本で実現されている。 BはAの使用要求に基づいてCに対し設備の製造過程で指導を行う。 Aがロイヤリティを支払わなければ、Bが製造の技術指導を行わず、その場合、Cは合格品の設備を製造することができない。 従って、上記費用は設備の輸入価格に含まれるべき。 ロイヤリティが直接支払であるか間接支払であるかを問わない。 税関は、100+20=120元について徴税する。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

回答2: 20元のロイヤリティについて、納付する必要がない。	理由： BがCに設備の技術指標のみを伝達し、Cの設計や生産活動について技術指導はしていない。 このとき、設備の価値は日本で実現されているが、AがCに支払う設備代金中に充分に反映されていると考えられる。 また、ロイヤリティは、輸入設備とは無関係のため、設備の課税価格に含まれるべきではない。 税関は、100元について徴税する。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

3　税関による、ロイヤリティ確認の原則

事例にみるポイント	1 ロイヤリティの価値の実現場所が中国か日本かの証明 2 技術許諾の定性分析 3 契約の起草、技術文書の表現 4 価格の定量分析 5 税関とのコミュニケーションが最も重要

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

税関による調査は、以前は少なかったが、近年は多くなっている

税関が、ロイヤリティの調査に力を入れる理由（分析）：

1. 客観的には、企業がロイヤリティを中国国外に支払うケースが増えていること。

2. 主観的には、中国税関は、データの面からも政策の面からも、従来に比べて検査を行う条件が整っていること。
   特に、政策面では、ロイヤリティの課税要否、認定方法、分担計算の方法などについて、明確に規定されている。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

税関は、通常、準備を整えてから調査に来る。

問題：
非貿易の支払いは税関での手続を必要としないにもかかわらず、税関はなぜそれらの情報を把握しているか？

回答：
中国税関・港湾管理部門の情報は共有され、交換されている。
企業の非貿易の支払情報について、税関は、銀行及び税務局との情報共有を通じて把握する。
但し、支払いに関する背景に関する情報が不足しているため、検査して判断する必要が有る。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

ロイヤリティの企業申告方法の選択(「一括申告」または「単独申告」)

中国税関総署公告2019年第58号（ロイヤリティ申告納税手続きに係る問題に関する公告）では、企業が課税ロイヤリティに係る貨物を輸入する際、課税ロイヤリティを支払済みかどうかにより、申告方法が2種類分けられることを規定する。

1．貨物輸入時に既に課税ロイヤリティを支払っている場合 ⇨ 一括申告方式

2．貨物輸入時に課税ロイヤリティを支払っていない場合 ⇨ 単独申告方式

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

申告方式1貨物輸入時に既に課税ロイヤリティを支払っている場合（一括申告）

関連の輸入貨物の輸入申告時に既に課税ロイヤリティを支払っている場合、貨物の輸入通関時に、税関申告書の「ロイヤリティ支払い確認」欄で「はい」を選択し、「雑費」欄で申告する。税関が貨物の輸入申告を受け付けた日に適用される税率、為替レートによって課税される。

貨物の輸入申告時に、支払済みの課税ロイヤリティが輸入時の実際支払い価格または未払い価格に含まれており、且つ貨物売買契約とライセンス契約のいずれにおいても数量化分割条項がない場合、「総額」欄で一括申告することができ、「雑費」に記入する必要は無い。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

申告方式2　貨物輸入時に課税ロイヤリティを支払っていない場合（単独申告）

関連の輸入貨物の輸入申告時に課税ロイヤリティを支払っていない場合、同様に「ロイヤリティ支払い確認」欄で「はい」を選択し、その後、輸入貨物と分けて、単独で申告する。

このほか、58号公告により特別な要求が出されており、課税ロイヤリティ申告と一般貨物を区別する必要がある。
注意点は、次のとおり。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

申告方式2　課税ロイヤリティの申告は、従来の税関による後続補填方式から、企業による自主申告方式に変わった。

次の点に注意を要する。

1）申告期限

2）提出資料

3）監督管理方式

4）適用税率

5）特別事項

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

1）申告期限

企業は、ロイヤリティを支払った後30日以内に中国税関に申告しなければならない。

規定の期限内に申告せず、過少納税や納税漏れの発生をまねいた場合、1日毎に過少納税または納税漏れの税額の0.05%の割合で、滞納金が徴収される。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

2）提出資料

『課税ロイヤリティ申告表』
に記入して提出

应税特许权使用费申报表

应税特许权使用费金额	
币制	
应税特许权使用费类型	□专利权或者专有技术使用权　□商标权 □著作权 □分销权、销售权或者其他类似权利
是否已经过海关审查确定	□ 是　□ 否
是否已向海关申请价格预裁定	□ 是　□ 否
价格预裁定决定书编号	
特许权使用费合同/协议编号	
合同/协议签订时间	
合同/协议起始执行时间	
合同/协议终止时间	
与进口货物有关的特许权许可方或转让方	
与进口货物有关的特许权被许可方或受让方	
应税特许权使用费支付方式	□一次性支付 □定期支付 □其他支付方式
本次支付时间	
定期支付计提周期	_____个月
本次支付对应的计提周期起止时间	

随附材料清单（有关材料附后）：

□特许权使用费涉及的原进口货物报关单海关编号

□特许权使用费合同/协议　□特许权使用费发票

□特许权使用费支付凭证　□代扣代缴税款纳税凭证　□特许权使用费其他材料

说明：

对以上申报内容是否需要海关予以保密？　□ 是　□ 否

兹申明对本申报表各项填报内容及随附材料的真实性和完整性承担法律责任。

申报人：

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

3）監督管理方式
単独の税関申告書で申告する際、「監督管理方式」の欄に
「ロイヤリティ後続徴税」（コード9500）と記入する。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

4）適用税率

中国税関は、ロイヤリティの申告納税手続きを受け付けた日に貨物に適用される税率、為替レートに従って、ロイヤリティに課税する。

元の輸入貨物税関申告書の税率、為替レートではないため、徴税額を見積もる際には注意が必要。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

5）特別事項

元の輸入通関申告書で「ロイヤリティ支払い確認」欄で「はい」を選択していない場合、その後に「後続徴税方式」で申告することができず、「9500」のコードを用いた監督管理方式で申告することができない。

このような場合、自主開示方式で税関に申告することができる。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

事例4

中国A社が日本のB社と契約し、貨物を輸入して、輸入後に課税ロイヤリティ2万米ドルを支払った。

2019年6月1日に貨物の輸入申告を行った。
当日の貨物輸入関税率は10%、増値税率は13%、為替レートは7だった。

2019年7月30日にロイヤリティを国外へ支払った。

2019年8月10日、A社は税関でロイヤリティの申告納税手続きを行った。
当日の貨物輸入関税率は5%、増値税率は13%、為替レートは6.5だった。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

事例分析：

A社は輸入申告を行う際に、元の税関申告書の「ロイヤリティ支払い確認」欄で「はい」を選択している必要がある。

A社はロイヤリティを支払った後30日以内に、ロイヤリティ申告納税手続きを行い、「課税ロイヤリティ申告表」に記入する。

課税ロイヤリティ対して課される税額は、
　関税：20,000×6.5×0.05＝6,500元
　増値税：（20,000×6.5＋6,500）×0.13＝17,745元

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

事例5

中国A社は設備2台を輸入し、輸入インボイスには「設備本体価値600万米ドル、日本側代理コミッション5万米ドルを含む」と記載がある。
輸入契約によると、600万米ドルのほか、更に輸入インボイスに含まれない以下の費用がかかる旨の記載がある。

1. 中国の特別な生産条件に適応させるために、日本輸出業者が要求に従い機器をカスタマイズを施す特定設計費用：3万米ドル
2. 貨物の特許（ドライバソフト）に支払う特許権料：100万米ドル
3. 設備の据付調整費用：2万米ドル
4. 設備の5年間メンテナンス費用：3万米ドル
5. 技術サービス料(中国技術スタッフの研修及び日本調達視察費用)：5万米ドル
6. 使用期間中に発生するドライバのアップグレード費用：1万米ドル

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

価格要因分析1

１）中国国内の特別な生産条件に適応させるために、日本の輸出業者が要求に従い機器をカスタマイズを施す特定設計費用：3万米ドル

この3万米ドルの設計費用は、日本の輸出業者が中国市場で当該貨物を販売するために行う特殊設計により発生するものであり、貨物の成約価格には含まれていない。

『価格査定弁法』第11条
成約価格を基礎として輸入貨物の課税価格を審査、確定する際、当該貨物の実際支払い価格、支払うべき価格に含まれない以下の費用または価値は、課税価格に計上しなければならない。
第(２)項：輸入貨物の生産や中国国内向け販売と関連する場合、買方が国外で実施する必要がある、輸入貨物の生産に要する工程設計、技術研究開発、プロセス及び製図などの関連サービス

したがって、本設計費用3万米ドルは、課税価格に計上しなければならない。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

価格要因分析2

２）貨物の特許（ドライバソフト）に支払う特許権料：100万米ドル

事例では、当該貨物にはドライバソフトの特許権が含まれるものの、成約価格には含まれていない。

『価格査定弁法』第14条
　買手がロイヤリティを支払わなければ輸入貨物を購入できない、または当該貨物を契約で合意した条件で成約できない場合、ロイヤリティの支払いが輸入貨物を中国国内へ販売する条件を構成するとみなさなければならない。

買方が当該特許権料を支払わなければ設備のドライバプログラムを得ることが難しく、機器は起動も業務展開もできず、買方は期待した利益を得ることも難しくなる。

したがって、この100万ドルの特許権料は、課税価格に計上する必要がある。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

価格要因分析3

３）機器の据付調整費用：2万米ドル

『価格査定弁法』第15条
　輸入貨物の代金に単独で記載されている以下の税収、費用は、当該貨物の課税価格に計上しない。
第(１)項：工場、機械または設備などの貨物を輸入した後に発生する建設、据付、組立、修理または技術援助費用。但し、メンテナンス費用を除く。

2万ドルの据付調整費用は、課税価格に計上する必要がない。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

価格要因分析4

４）機器の5年間メンテナンス費用：3万米ドル

『価格査定弁法』第14条
　買方がロイヤリティを支払わなければ輸入貨物を購入できない、または当該貨物を契約で合意した条件で成約できない場合、ロイヤリティの支払いが輸入貨物を中国国内へ販売する条件を構成するとみなさなければならない。

事例は、買方がメンテナンス費用を支払わなければ、機器を正常に使用することが難しく、機器は起動も業務展開もできず、買方が期待した利益を得ることも難しいことを示している。

したがって、この3万ドルのメンテナンス費用は、課税価格に計上する必要がある。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

価格要因分析5

５）技術サービス料(中国技術スタッフの研修及び日本調達視察費用)：
　　5万米ドル

『価格査定弁法』第15条
　輸入貨物の代金に単独で記載されている以下の税収、費用は、当該貨物の課税価格に計上しない。
第(５)項：中国国内外の技術研修及び中国国外視察費用

したがって、この5万米ドルの技術サービス料は、課税価格に入れる必要がない。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

価格要因分析6

６）使用期間中に発生するドライバのアップグレード費用：1万米ドル

『価格査定弁法』は、ドライバプログラムなどのソフトウェアのアップグレード費用について規定していない。

しかし、このアップグレード費用がもとの輸入機器のドライバのアップグレードであれば、輸入貨物に関連があり、且つこのアップグレードはもとの機器の実際価値を高めるものである。

したがって、ドライバのアップグレード費用1万ドルは、課税価格に計上し、課税する必要がある。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

課税価格の構成 1		輸入申告方式
輸入インボイスの金額	600万米ドル	一括申告 貨物の輸入申告を行う際に、同時にロイヤリティを申告する場合、媒体が付随しているか否かによらず、ロイヤリティを輸入貨物の課税価格に計上し、輸入貨物のＨＳコードで税関に納税申告する。
カスタマイズ特定設計費用	3万米ドル	
ドライバソフト費用	100万米ドル	
機器メンテナンス費用	3万米ドル	
合計：	706万米ドル	

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

4　ロイヤリティの申告

課税価格の構成 2	輸入申告方式
ドライバアップグレード費用　　1万米ドル 合計：　1万米ドル	単独申告 毎回の支払い後30日以内に、税関にて申告納税手続きを行い、『課税ロイヤリティ申告表』に記入。 税関は、納税義務者のロイヤリティ申告納税手続きを受け付けた日に貨物に適用される税率、為替レートに基づいて、ロイヤリティの税金を徴収する。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

5　企業への影響及び対応案

滞納金条項

税関総署公告2019年第58号
「ロイヤリティ申告納税手続きに関する問題についての公告」

5. 納税義務者が本公告第2条の規定通りに「ロイヤリティ支払い確認」欄に記入しないことにより過少納税や納税漏れが発生した場合、税関は、税金を納付した日又は貨物を通行させた日から税関が規定違反行為を発見した日までについて、1日毎に過少納税または納税漏れの額の0.05%の割合で、滞納金を徴収することができる。
　納税義務者が本公告第2条の規定通りに記入しているが、本公告第4条に規定する期限内に税関にロイヤリティ申告納税手続きをしておらず、それにより過少納税や納税漏れが発生した場合、税関は、申告納税手続きを行うべき期限が満了した日から申告納税手続きを行った日まで、または税関が規定違反行為を発見した日までについて、1日毎に過少納税または納税漏れの額の0.05%の割合で、滞納金を徴収することができる。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

5　企業への影響及び対応案

ライセンス契約締結の規範化

- ロイヤリティと他の無関係の費用を分けて記載する
- 売上額や純利益に応じて計算するロイヤリティは、具体的項目や割合を明確に記載する

合理的輸入価格の申告と関連する証拠資料の保管

- 輸入価格を合理的に設定し、価格に対し税関が疑いを持つ可能性を低減させる
- 契約書、インボイス、支払証憑などの輸入書類を適切に保管する

自主開示制度

- 企業が自主的に税務違反行為を開示した場合、税関は処罰しない

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

5　企業への影響及び対応案

ライセンス契約締結の規範化

1、授権範囲を明確にし、包括的な契約の締結を回避する

日本の親会社が中国子会社に対し商標、特許又は流通権などの使用を授権する場合のロイヤリティは、項目ごとに対応する製品を詳細に記載し、費用の根拠を明確にする必要がある。
包括的な契約では、輸入製品に対応する課税ロイヤリティを正確に区分することができず、ロイヤリティが無関係であることを証明しにくくなる。

2、有効期限を明確にする

ロイヤリティは、多国籍企業が日本の親会社に利益を移転する理由ではない。特許の状態が有効であり、権利保護期間内であることを確認し、期限が切れた特許権に対するロイヤリティを国際送金するような事態のないように注意する必要がある。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

5　企業への影響及び対応案

合理的輸入価格の申告と関連する証拠資料の保管

1. ロイヤリティと輸入貨物の無関係性は、企業が立証しなければならない

税関が企業に『価格質疑通知書』を発行後、企業は輸入証票の検討、自社のロイヤリティと輸入貨物の関係性の有無、課税価格への計上の要否の分析を行う。また各証拠資料を準備し、速やかに税関に状況や原因を説明する。

2. 行政への異議申立ての可能性

ロイヤリティを輸入課税価格に計上するべきか否かは、非常に複雑な問題
もし企業が税関の「課税価格に計上する」という決定に問題があると考える場合、合法的な救済ルートを充分に利用して合法的権益を保護することができる。
例えば、決定やそれに伴う行政処罰の決定について、異議申立てを提起することができる。

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

5　企業への影響及び対応案

自主開示制度

1. 自主開示は、「自ら網にかかる」ということではない

以前は、企業が自主的に開示した後に税関から厳しい処罰を科され、経営できなくなることさえあったが、「税関総署2019年161号公告」が実施され、状況は大いに改善された。

2. 税関総署2019年161号公告に規定される、処罰を行わない条件

1）税務規定違反行為が発生した日から3ヶ月以内に自主的に税関に開示した場合、処罰しない。
2）税務規定違反行為が発生した日から3ヶ月後に自主的に税関に開示し、納税漏れや過少納税の額が、課税額に占める割合が10%以下の場合、又は納税漏れや過少納税の額が50万元を下回る場合、処罰しない。

3. 企業が自主的に開示する場合、『自主開示報告表』に記入する

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

6　華鐘コンサルティングの関連支援業務案内

1. 全体的プランの構築
2. 関連の契約、技術資料、財務諸表等の資料の確認
3. 全輸入貨物の状況整理とロイヤリティとの関係の確認
4. 税関に提出する質問書案の作成
5. 追納する必要のある税金の試算と具体的金額の確認
6. 電話・メール・面談等によるコンサルティング
7. 税関とのコミュニケーション

Copyright © 2021 Huazhong Consulting Gr All Rights Reserved.

ご清聴ありがとうございました。

税関に関する事項がございましたら、
ご遠慮なく弊社にご相談ください。

Shanghai Huazhong Investment Consulting Co., Ltd.

会員のお客様：担当者へご連絡ください。
その他のお客様：shcs@shcs.com.cn